

求職者等に対するハラスメントの防止等に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、職員の言動により求職者等の求職活動等が阻害されるのを防ぐことを目的として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職の職員をいう。
- (2) 求職者等 職員募集に応募する者、職員の採用に資する活動に参加する者及び本市において学生実習を受ける者をいう。
- (3) 求職活動等 職員採用試験、職員採用に係る説明会（他の団体が主催するものであって、職員が説明を行うものも含む。）、就業体験プログラム及び本市において実施する学生実習への参加等、求職者等の職業選択に資する活動をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 求職活動等において求職者等の意に反し行われる性的な言動により、求職者等の求職活動を害することとなるものをいう。
- (5) パワー・ハラスメント 求職者等に対する優越的な関係を背景として行われる、必要かつ相当な範囲を超える言動であって、求職者等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、求職者等の人格若しくは尊厳を害し、又は求職者等の求職活動等を害することとなるようなものをいう。
- (6) 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント 妊娠・出産・育児・介護に関する制度等の利用に関する求職者等への言動により求職者等の求職活動等が害されることがとなるようなものをいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

（任命権者の責務）

第3条 任命権者は、求職者等に対するハラスメントの防止に関し必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントが行われた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講

じなければならない。

- 2 任命権者は、求職者等が他の任命権者の任命に係る職員からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他の任命権者に対し、調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該他の任命権者は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、求職者等に対してハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、ハラスメントは、職場内のみではなく、職場外においてもその関係が存続する場合には該当する場合があることを十分認識しなければならない。
- 3 職員を監督する地位にある者は、求職者等に対するハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（研修等）

第5条 ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに関する職員の意識の啓発及び知識の向上を図るため、必要な研修等を実施するものとする。

（相談窓口）

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出又は相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、別表1のとおり相談窓口を設置し、相談員を配置する。

- 2 相談員は、別表1の相談窓口の所属長（以下「相談窓口担当所属長」という。）が所属職員の中から指名する。
- 3 相談員は、ハラスメントによる直接の被害者からだけでなく、他の者からの苦情相談にも対応するものとする。
- 4 相談員は、苦情相談があった場合は、苦情相談の内容を記録し、相談窓口担当所属長に報告するものとする。
- 5 相談窓口担当所属長は、前項の規定により報告を受けた事案について、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事実関係の調査及び確認を行うこと。
 - (2) 関係者に対する必要な指導、助言等を行うこと。
- 6 相談窓口担当所属長は、苦情相談の内容又は苦情相談に係る解決の程度から判断して必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の開催を要請するものとする。
- 7 相談窓口担当所属長は、苦情相談の内容が相談窓口及び苦情処理委員会での対応になじまないと判断して必要と認めるときは、当該苦情相談の内容を整理し、関係機関

への引継ぎその他の必要な対応をとるものとする。

（苦情処理委員会）

第7条 苦情相談に対し適切かつ効果的に対応するため、次のとおり苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会は、別表2に掲げる委員及び前条第6項の規定により委員会の開催を要請した相談窓口担当所属長をもって組織する。

(2) 委員会に委員長を置き、総務部人事室長をもってこれに充てる。

(3) 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(4) 委員会の庶務は、総務部人事室において処理する。

2 委員会は、前条第6項の規定により委員会の開催を要請された事案について、関係者から事情の聴取を行う等の必要な調査及び確認を行い、その対応措置を審議し、関係者に対して必要な指導、助言等を行うものとする。

3 委員は、自己に関する案件についての委員会に出席することができない。この場合、委員長は、他の相談窓口担当所属長を委員として出席させることができる。

4 委員長は、職員のうちから指名する者を委員として出席させることができる。

5 委員長に事故があるときは、委員の中から総務部長が指名したものがこれを代理する。

（プライバシーの保護等）

第8条 相談員、委員及び苦情相談に関与した職員は、関係者のプライバシーの保護に留意し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 求職者等及び職員は、苦情相談の申出を行ったこと、又は関係者として証言その他調査への協力を行ったことをもって不利益な取扱いを受けない。

（被害者への措置）

第10条 任命権者等は、ハラスメントの被害者と認められる求職者等について、必要と認められる場合は、適切な措置を行うものとする。

（行為者への措置）

第11条 任命権者等は、ハラスメントの行為者と認められる職員について、厳正に対処するものとし、必要と認められる場合は、地方公務員法等に基づく懲戒処分等の措置を行うものとする。

（委任）

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別表 Ⅰ

相 談 窓 口
総務部人事室
市民部人権政策室
消防本部企画総務室
教育委員会事務局学校教育部教育総務室
教育委員会事務局学校教育部教育未来創生室
水道部総務室

別表 Ⅱ

総務部人事室長
総務部人事室参事（人事担当）
市民部人権政策室長
市民部人権政策室参事（市民部人権政策室参事（セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントについては男女共同参画担当、パワー・ハラスメントについては人権担当）